

「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙 「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務仕様書（案）のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(3) 事業費（委託料）

1,500,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（もしくは、企画提案提出時まで登録が予定されていること）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと

4 応募の手続

(1) 担当窓口：南予広域連携観光交流推進協議会

（愛媛県南予地方局商工観光室内 担当：権田、井上）

住 所：〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号

電 話：0895-28-6146（直通）

F A X：0895-22-2512

電子メール：nan-syoko@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

平成30年9月18日（火）～10月1日（月）まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、上記(1)担当窓口において配布する。

※上記(1)の担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(3) 参加希望書等の確認

ア 提出書類

参加希望書：【様式1】

イ 提出期間

平成30年9月18日（火）から9月25日（火）午後5時まで（必着）

※ 持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

ウ 受付場所

上記(1)の担当窓口

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式2】実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期間

平成30年9月18日（火）から9月20日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

送付先アドレス：nan-syoko@pref.ehime.lg.jp

件名を『「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務に関する質問』とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

(ア) 回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とする。

(イ) 上記(ア)の質問については、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

エ 回答予定日

平成30年9月27日（木）

オ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(5) 企画提案書の提出

ア 提案書の提出

参加者は、次により提案書を提出するものとする。

なお、提案は各者1案とする。

(ア) 提出期限

平成30年10月1日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送等とする。

なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(ウ) 提出場所

上記(1)の担当窓口

(エ) 提出書類

資料1『「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務に関する企画提案書作成要領』による書類

(オ) その他

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記ア(ア)の提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提案を取り下げる場合は、【様式3】 取下げ願い書を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、【様式3】 取下げ願い書を提出するものとする。

また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

オ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、公募に関する条件に違反した提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

ア 資料2『「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務企画提案公募審査基準』に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

なお、2(3)の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

イ 審査は、別途設置する選定委員会において行う。

ウ 審査は、書類審査とする。

- (2) 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。
方 法：参加希望書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

6 業務予定者の選定

- (1) 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務予定者として選定する。
- (2) 選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。
- ア 通知日：平成30年10月中旬に通知
- イ 方 法：文書で各提案者に通知する。

7 契約

- (1) 契約の締結
- 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で実施計画策定業務契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。
- また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約条項等
- 別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。
- (3) 契約保証金
- 契約保証金は免除する。

8 スケジュール（予定）

9月18日（火）	公募開始（ホームページ掲載）
9月25日（火）	参加希望書提出締切
10月1日（月）	企画提案書提出締切
10月上旬	審査会

9 その他

- (1) 公募に関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書については、返却しないものとする。

【様式1】

「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業
委託業務企画提案公募

参加希望書

※9月25日(木)17:00必着

南予広域連携観光交流推進協議会 宛
(愛媛県南予地方局商工観光室内)
(FAX 0895-22-2512)

会社等名： _____

住所：〒 _____

担当者職・氏名： _____

連絡先：TEL：(_____) _____

FAX：(_____) _____

E-mail： _____

実施要領等に関する質問票

業務名：「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務

会社等名：
担当部署：
担当者名：
E-mail：
電 話：
F A X：

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目
質問内容				

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目
質問内容				

【留意事項】

- 1 平成30年9月20日(木)午後5時までに提出すること。
※ 期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付し、着信確認を行うこと。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

取 下 げ 願 い 書

平成 年 月 日

南予広域連携観光交流推進協議会 宛
 (愛媛県南予地方局商工観光室内)

〒

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

連絡先	電話番号		
	FAX番号		
	担当者	所 属	
		氏 名	
	E-mail		

「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務の企画提案公募への参加を表明の上、参加希望書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。